

平成 25 年 1 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント

代 表 者 名 代表取締役社長 富士本 淳

(JASDAQ・コード 6425)

問 合 せ 先 広報・IR 室 部長付 堀内 信之

電 話 03-5530-3055 (代表)

## 朝日新聞による記事についての当社の見解

昨年 12 月 30 日付朝日新聞朝刊 1 面並びに 2 面、及び翌 31 日付朝日新聞朝刊 3 面に掲載された記事について、当社としての見解をお知らせいたします。

朝日新聞は、あたかも当社がフィリピン関連事業に関連して、不正な資金の提供や違法な土地取得を行ったかの如く報道していますが、法的根拠を欠くばかりでなく、当社と係争中の相手方当事者であるウィン・リゾーツ社や当社の元従業員の主張を偏重して記事を作成した朝日新聞の報道は、妥当性及び公正性を著しく欠くと考えます。

即ち、同記事は、当社と国内外で複数の訴訟係争中の相手方当事者であるウィン・リゾーツ社が一方的に作成した調査報告書に依拠し、当社がフィリピン関連事業に関して米国の海外腐敗防止法（FCPA 法）違反の行為を行ったかの如く報道しておりますが、同調査報告書自体に大きな問題点がある旨の当社側の主張については何ら言及しておりません。加えて、そもそも、ウィン・リゾーツ社が、当社が最大の株主であるにも関わらず、今日のウィン・リゾーツ社を作り上げた功績者でありパートナーである当社の取締役会長岡田に対して、真摯且つ誠実な姿勢を見せることなく、突如として「不適格者」であると一方的に断定した行為は、会社が筆頭株主に対して採るべき姿勢とは到底言えず、著しく相当性を欠くものであるところ、同記事は、これらの本件に関連する一連の背景事情についても何ら言及せず、紛争の一方当事者にとって都合の良い部分のみに焦点を当てたものであり、この点においても妥当性及び公平性を著しく欠くと言わざるを得ません。

又、当社の元従業員は、当社グループの決裁規程等に反した行為を自ら行ったにも関わらず、あたかも、当社が当該行為について承認し、従業員に不正な行為を行わせたかの如く主張しておりますが、当該主張は、元従業員が自ら行った不法行為に係る法的責任の議論を、当社グループによる不正行為であるとの議論にすり替えようとするものであって、明らかに妥当性を欠くものと考えます。この点、当社は、当該元従業員が当社の社内規程等に違反して行った行為について承認していない以上、当該元従業員が行った社内規程違反に基づく行為の目的及び詳細については、裁判上の手続により明確にできるものと考え訴訟を提起したものです。にも関わらず、朝日新聞が、紛争の一方当事者の悪意に基づく主張を偏重し、不正行為と主張する行為の目的すら不明確なまま、当社が何らかの不正行為を行ったかの如き印象を与える記事を公表したことは、報道機関として初歩的誤りを犯していると言わざるを得ません。

更に、31 日付記事で言及されている当社関連会社によるフィリピン事業用地の保有形態につきましても、当社としては、フィリピンの有力な法律事務所における弁護士の法律意見書に基づき、適法に取得し、且つ保有しているものと考えております。

以上のとおり、朝日新聞が同記事で報道している各事項は、法的根拠を欠くばかりでなく、紛争の一方当事者の悪意に基づく主張を偏重したものであって、不当な報道であると考えます。当社は、従来より、フィリピン関連事業について、同国の有力な法律事務所における弁護士等の専門家の助言等に基づき法令遵守に努めてきており、同事業に関連して違法ないし不正な行為は一切行っておりませんが、今後もより一層、法令遵守に努めて参る所存です。

朝日新聞による一連の報道は悪意に満ちたものであり、当社と致しましては、断固抗議するとともに、朝日新聞は当該偏向的報道によってもたらした損害について、全面的にその法的責任を負うべきものと考えられることから、同社に対し法的措置をとることも検討致します。

以上